

## 4 認定NPO法人になるための3つの道

認定NPO法人になるためには、次の3つの方法があります。  
自分の団体にあった方法で認定取得をめざしましょう！



※PST(パブリックサポートテスト)は、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準です。(P12～13参照)

### PSTをクリアして、認定NPO法人になる。

8つの認定基準(P7参照)のすべてを満たす必要があります。  
ただし、PSTについては、次のいずれかの基準を選択できます。

- 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が20%以上であること
- 各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること

### PSTが免除される仮認定NPO法人を経て、認定NPO法人になる。

PST以外の7つの認定基準(P7参照)と仮認定の2つの基準(P8参照)を満たすと、仮認定を受けることができます。  
仮認定の有効期間は3年間で、有効期間の更新がない上、過去に認定または仮認定を受けた場合は再度仮認定を受けることはできません。

### 指定NPO法人を経て、認定NPO法人になる。

12の指定基準(P8～9参照)のすべてを満たす必要があります。  
大分県の指定基準の主な特徴は、認定を取得する上で一番困難といわれるPSTを緩和していることです。

- 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10%以上であること
- 各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること

また、指定独自の基準として「**県民に周知する取組**」、「**他の主体との協働実績**」、「**活動の継続性**」という3つの基準を設けています。



安定した寄附金収入が見込める法人は、直接、認定にチャレンジしましょう。



仮認定の期間に寄附金収入を増やして、認定をめざしましょう。



認定へのステップとして、指定NPO法人をめざしましょう。



## 5 認定NPO法人になるための8つの基準

認定NPO法人になるためには、実績判定期間(P2参照)において次の①～⑧のすべてを満たしている必要があります。

### ① PSTをクリアしていること

✓ 次のいずれかに適合すること

- 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が**20%以上**であること
- 各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均**100人以上**であること
- 都道府県または市町村の条例で、個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定を受けていること  
(その都道府県または市町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限る)

★仮認定の場合  
①は不要です

### ② 活動のメインが共益的な活動でないこと

✓ 次の活動の占める割合が50%未満であること

- 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動(物品の販売やサービスの提供など)
- 特定のグループや特定の地域などに便益(サービスなど)が及ぶ活動
- 特定の人物や著作物に関する普及啓発などの活動
- 特定の者の意に反した活動



### ③ 運営組織及び経理が適切であること

✓ 次のいずれにも適合していること

- 役員総数のうち、親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が1/3以下であること
- 役員総数のうち、特定の法人の役員または使用人等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が1/3以下であること
- 各社員の表決権が平等であること
- 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
- 不適正な経理(費途が不明な支出や帳簿の虚偽記載など)を行っていないこと

### ④ 事業活動の内容が適正であること

✓ 次のいずれにも適合していること

- 宗教活動や政治活動、特定の公職者または政党を推薦、支持または反対する活動を行っていないこと
- 役員や社員、職員、寄附者等に特別の利益を与えていないこと
- 営利を目的とした事業を行う者や宗教活動及び政治活動、特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていないこと
- 実績判定期間の総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 実績判定期間の受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

### ⑤ 情報公開を適切に行っていること

✓ 次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること

- 事業報告書等、役員名簿及び定款等、各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 役員報酬または職員給与の支給に関する規程、収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類
- 助成の実績、海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

### ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること

各事業年度において、事業報告書等を期限内に所轄庁に提出していること

### ⑦ 法令違反等がないこと

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと

### ⑧ 設立から1年を超えていること

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること